

個 別 約 款
(小 型 空 調 契 約)
< 小 型 空 調 料 金 >

令和元年10月1日 実施

株式会社 大武

小型空調契約 目次

1. 目 的	1
2. 個別約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 延滞利息	4
9. 単位料金の調整	4
10. その他	5
付 則	6
別表	7

小型空調契約

< 小型空調料金 >

1. 目 的

この個別約款は、当社の供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. 個別約款の変更

- (1) 当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの個別約款の変更に意義がある場合は、この個別約款による契約を解約することができます。
- (3) この個別約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この個別約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 1,056 k w (300US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。

- (3) 「契約使用可能量」とは、空調用または冷却用熱源機の単体の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値(小数第2位四捨五入)の合計(小数点以下切り捨て)をいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (4) 「夏期」とは、4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月検針分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この個別約款においては10パーセントといたします。
- (7) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合に、当社にこの個別約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この個別約款にもとづき適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの個別約款にもとづき、ガスの使用を申し込む場合または、契約更改に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。
 - ② 当社とその他の契約の解約と同時に、この個別約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この個別約款及び他の個別約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時にガス小売供給約款にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所でこの個別約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの個別約款の契約期間満了前にこの個別約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの個別約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払い期限日を経過しても支払われていない場合は、この個別約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率／（1＋消費税率）
- (3) 料金は、当社が定めるガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) 料金または延滞利息は、口座振替または払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- (5) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日がガス小売供給約款16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、ガス小売供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の個別約款に基づく契約の解約と同時にこの個別約款を適用する場合は、当該他の個別約款の料金表に基づき料金を算定いたします。
- (6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 延滞利息

(1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落とした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払い日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,070円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9783＋トン当たりLPG平均価格×0.0232

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この個別約款の実施期日

この個別約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この個別約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、この個別約款の変更前の個別約款に基づき料金を算定するものと致します。

別 表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が50立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が200立方メートルを超え、1000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が1000立方メートルを超え、3000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が3000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	814.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートルにつき	173.34円 (消費税等相当額を含みます。)	181.19円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1969.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートルにつき	150.24円 (消費税等相当額を含みます。)	158.09円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4006.86円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートルにつき	140.06円 (消費税等相当額を含みます。)	147.90円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	7062.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートルにつき	137.01円 (消費税等相当額を含みます。)	144.85円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	16229.08円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートルにつき	133.95円 (消費税等相当額を含みます。)	141.80円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。